

令和6年第1回葛城市議会定例会会議録（第5日目）

1. 開会及び閉会 令和6年3月27日 午後 3時45分 開会
午後11時51分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪珪
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	岸田聖士

6. 会議録署名議員 6番 梨本洪珪 7番 吉村始

7. 議事日程

日程第1	議第28号	令和6年度葛城市一般会計予算の議決について
日程第2	議第29号	令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
日程第3	議第30号	令和6年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

- 日程第4 議第31号 令和6年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第5 議第32号 令和6年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第6 議第33号 令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第7 議第34号 令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第8 議第35号 令和6年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第9 議第36号 令和6年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 日程第10 発議第1号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書
- 日程第11 議第37号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第38号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第10号）の議決について
- 日程第13 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第2号 令和6年度葛城市一般会計予算に対する動議について
- 追加日程第2 議第37号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 追加日程第3 議第38号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第10号）の議決について

開 会 午後3時45分

川村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回葛城市議会定例会第5日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日の会議時間は、議事進行の都合によって、あらかじめ延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午後3時46分

再 開 午後8時00分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算の議決についてを議題といたします。

本案は、先ほど予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 議長のお許しを得、ご報告いたします。

去る3月26日の本会議におきまして修正が承認され、予算特別委員会に再付託されました議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算の議決について、26日及び27日に委員会を開会し、慎重に審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告を申し上げます。

質疑では、民生費、福祉推進費の社会福祉協議会補助金について、4,000万円の予算から2,500万円へ減額修正されているが、その理由はという問いがあり、令和5年度末の社会福祉協議会の基金の残高が1億6,700万円程度の見込みである。1億円を超える額の残高が見込める状態なので、今回の補助金の予算を修正したという答弁がありました。

市長からは、議論の中で、委員の皆様からいろんなご意見をいただいたと感じている。そのことを踏まえ、修正すべきは何なのか理事者サイドで考え、議員皆様方のご意見を尊重するという形の中で、まず今回の1,500万円の減額が1つの必要なところであると判断した。これは議員の皆様方のご意見を尊重するという意思表示である。全ての分野について修正という形にはならないが、その意思というのは必ず予算執行の段階で反映させていきたいと感じているという答弁がありました。

答弁を受け、令和6年度の一般会計当初予算は、非常に一般財源が多くなっている予算編成であることを以前に指摘させていただいた。予算執行の段階で意見を反映させていきたいとも述べられているが、今回修正のあった部分だけで判断するには、時間が必要だと感じているという意見がありました。

また、ほかの委員からは、今回の減額の金額の根拠はという問いがあり、いろいろな考えがある中で、今回の当初の予算計上では、基金取崩額を減らすという観点で考えさせていた

だき、一旦補助金を4,000万円で計上したが、いろいろご議論をいただいたことを踏まえた1つの考えとして、今回、補助金を2,500万円にして、基金取崩しを3,000万円とし、社会福祉協議会本体の運営に必要な費用となるように考えさせていただいたという答弁がありました。

続いて、社会福祉協議会本体の運営に必要な費用として、市からの補助金と基金の取崩しで5,500万円を賄っているとのことだが、市は妥当と考えているのかという問いがあり、社会福祉協議会本体の運営に必要な費用は、ほとんどが人件費で占められており、その中でこの人員が適正なのかどうかということも1つの見直す部分として検討していきたいと考えているという答弁がありました。

続いて、今回の減額による予算全体に対する効果はという問いがあり、補助金が1,500万円減ることにより、財政調整基金の繰入額が1,500万円減るので、効果という観点からは、その分だけ市の財政が助かると考えているという答弁がありました。

続いて、社会福祉協議会の事業改善計画を提出いただいたが、経営改善に向けた市長の思いはという問いがあり、改善計画の中で一番大きな問題は、密接な連絡体制が弱かった部分であると考えており、その部分をまず解決したい。職員2名の人事交流もした中で、まずその部分の解決につなげたいと考えている。改善計画としては、単年度で全て解決できるとは考えておらず、3年かけて改善をするという覚悟での改善計画であるので、折に触れて検証を重ねていきたい。また、指摘いただいている会長職としての在り方というのも検討課題と考えているので、いただいた意見を踏まえ、理事会で議論を重ねていきたいと考えているという答弁がございました。

次に、社会福祉協議会本体の運営に必要な費用は、ほとんどが人件費ということだが、その費用を少なくする工夫は考えているのか。また、改善計画を実行し、財政が改善すれば市の補助金は減っていくのかという問いがあり、人件費の節約については、人数や雇用形態の工夫などを検証し、考えていきたい。また、社会福祉協議会本体の事業は、福祉計画と大きな関連性があり、計画に沿って事業量が決まる。本市においては、現在の6,000万円ほどの規模で行うのが妥当だと考えており、そのような内容の計画になっているので、ご理解いただきたいという答弁がありました。

続いて、さきの予算特別委員会で、反対の理由の1つとして挙げた市のデザインに対する考え方について、再度整理して教えていただきたいという問いがあり、市制10周年のときには、蓮花ちゃんに10周年と書いたデザインを作成した。その継続性という意味で、市制20周年においても、職員の名札に蓮花ちゃんと20周年を関係させたデザインを描くということも考えられるので、あらゆる機会を捉えて、できる範囲でやっていきたいと考えているという答弁がありました。

また、予算特別委員会の総括質疑で、18歳までの子どもに係る医療費一部負担金の無償化事業や、第2子目以降保育料無償化事業などの財源の確保に対する施策として、特別交付税の獲得についての答弁があったが、特別交付税は経常一般財源となるのかという問いがあり、経常一般財源ではないという答弁がありました。

この答弁を受け、総括質疑の答弁では、特別交付税が経常的な財源の印象を受けたが、本来ならば臨時的な収入となるので、年度当初の予算に財源としては確定しておらず、安定した市の財政運営の財源として捉えることは不適切だと思うという意見がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定をしました。

この決定を受けた委員から、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況を定期的に議会に報告するよう附帯決議案が提出されました。

質疑の後、賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成少数で附帯決議案は否決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

川村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議第28議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

吉村議員 それでは、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算につきまして、私は反対の立場で討論いたします。

さて、昨年の令和5年度予算は、去年の5月8日に新型コロナウイルス感染症が、2類相当とされていたのが5類感染症に変わるのに合わせて、阿古市長のおっしゃる、コロナ禍前の状態に戻すという単なる復旧作業にとどまってはならないという思い、いわゆる市民第一のまちづくりのために、コロナ禍という災害からの復興を実現しようとする意思の感じられる予算であるということで、令和5年度予算については評価したところであります。

令和6年度予算につきましては、平成16年10月に葛城市が誕生して、今年の10月に市制20周年を迎えることから、これを意識した、さらには復興予算の意味合いもある、そういう予算であるということは理解をしているところであります。

かねてから、阿古市長は市民第一のまちづくりを標榜される中で、東洋経済が発行している『都市データパック』という黄色の本に収録されている住みよさランキング2023で、全国792市に東京特別区20区を加えた中で、全国34位であると宣伝されております。私も一市民でございますので、これについては喜ばしいことだと思っております。市のホームページにもこのようなことが載っています。2023年、葛城市の評価の特徴として、まず転出・転入人口比率、これは全国1位、子どもの医療費助成、全国4位、下水道料金、全国76位などの5項目を挙げておられまして、令和6年度予算においては、このランキングを落とさないでおこうという意識、かなりそういった意識の働いた立てつけであるというふうに私は見ております。

私は、よいことをアピールするというそのものは悪いことだとは思っておりません。しかし、予算を立てるときに1つの指標にのみ固執するというのであれば、これは問題があるかというふうに思います。例えば、同じ東洋経済の本に載っております、これは梨本議員なども既に一般質問等で言及されておりますけれども、財政健全度という指標では、全国792市の中で582位という下位に甘んじております。弾力性に至りましては、792市の中で769位というふうな結果でございます。こういったのも同じ本に載っている。また、経常収支比率につきましては、これは予算特別委員会でも申しましたけれども、地方創生臨時交付金の影響もあって、徐々に全国の自治体、どこも改善はしてきていますけれども、現時点では90%台にとどまっています。私、予算特別委員会で70%と80%の間みたいなことを言いましたけど、それは極端過ぎますけれども、それでもやはり、例えば80%台を目指すとかそういったことを、今、何%にすべきという議論じゃなくて、この経常収支比率を改善しようとする意思があるかというところを私は問うているつもりであります。

その中でこのような現状、こういった中で、予算特別委員会の議論では、やっぱり市制20周年の名の下に、国や県からの補助金のない、一般財源での予算が増えているというふうなことも指摘されましたし、特に継続していく事業については、今後ずっと支出が続いていくわけですので、市にお金が潤沢にあれば、あれもこれもといきたいところですが、やはりそうではないので、これは1つ1つ精査をしていく必要があると考えます。また、新しい事業を始めるということであれば、これまで一般財源から継続していた事業の中で、谷原議員もおっしゃいましたけれども、市制20年間を経過して、やはり見直していくべきものもあろうかと思えます。これも十分にそういった精査をされたかといったら、そういうことも感じられない。このような中で、予算規模が大きな規模に達しているということでもあります。

私は先ほど申し上げましたように、やっぱり1つの指標に固執するのはよくない。住みよさランキングだけを見ましても、指標を変えれば、例えばほかのランキングで言えば、王寺町が1位になっているランキングもあれば、奈良市が1位になっているランキングもあるわけですから、やっぱり様々な指標からベストなものを探していくのが必要であります。今回の令和6年度予算では、それら財政全体の規模、あるいは財政の弾力性についての視点とか検討が不十分と私は考えます。

以上の理由から、私は一般会計予算に反対するものであります。

5年後、10年後の次世代に引き継ぐまちづくりとはどのようなものか、そのためには様々な事業を行っていかねばなりません。そのためには財源の裏づけということは必ず重要な問題、必要なものとなります。その視点から、令和6年度予算にはその視点が十分見られないということを申し上げまして、私の反対討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたび提出された予算には、社会福祉協議会への予算が一部減額修正されている点があ

ります。社会福祉協議会は、非営利団体でありながら、今後の運営において、介護事業所特定基金積立金を取り崩すことなく、事業改善計画に基づいて事業所運営が成り立つよう、実効性のある企業努力と改革を進めていただく課題が存在します。しかしながら、その他の予算につきましては、市民のニーズに応え、葛城市にとって必要不可欠な予算が含まれております。空き家対策事業、市制20周年記念事業といった新たな取組、18歳までの子どもの医療費一部負担金無償化事業や子どものための給付事業といった子育て支援、そして防災・減災対策など、市民の生活を守り、向上させるための予算が盛り込まれております。

この予算は、市民と共に新たな出発を切り、葛城市を盛り上げるための重要な一歩である、市民の生活をより豊かなものにするための投資です。したがって、議第28号には全面的に賛成をいたします。この予算が市民の皆様にとりまして、そして葛城市にとってよりよい未来を築くための礎石となることを信じています。

以上でございます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

6番、梨本洪珪議員。

梨本議員 私は、令和6年度葛城市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

令和6年度に当たっては、これまで市長が繰り返し訴えてきた市民第一のまちづくりを目指し、税金をできるだけ市民に還元した予算編成であると考えております。しかし、3月8日の私の一般質問や予算特別委員会でも指摘をさせていただきましたが、この予算は、市長施政方針の主要な施策を反映していないものや、所期の目的から外れているものがございませぬ。

また、政策の軸の1つを堅実な財政への改革と健全化としながら、令和6年度予算は一般財源のみで賄う新規事業が増えています。以前の予算審議の中で、溝尾前副市長は、事業課には財源を考えなさいと指導している、こう答弁されました。その視点から、今回の予算特別委員会でも幾度となく財源について説明を求めたわけですが、世代間の公平性の観点からも、納得できる明確な回答はございませんでした。

阿古市長の就任時の公約は、日本一より市民第一であったと記憶しております。しかし、ここ数年は、住みよさランキングなどにおいて、奈良県1位や大阪圏1位を繰り返しアピールしておられます。古い記憶を思い起こせば、8年前、山下前市長も、日経ビジネスに掲載された、働く世代が住みやすい都市ランキングで葛城市が近畿内1位、全国でも30位であるとし、若者世帯が増え、子どもの数もどんどん増えていることをアピールしておられました。施政方針で住みよさランキングをアピールすることは、私には、その当時批判していた前市長の公約をご自身がアピールしているように見えています。

ただ、当時と比較して大きな問題は、先ほど吉村議員からも指摘がございましたが、財政でございます。阿古市政において、弾力性がかなり悪いことは数字が証明しています。葛城市が誕生した約20年前、当時の吉川市長の時代には、経常収支比率は健全に推移していました。前山下市政においても、2期目の途中までは健全度を維持されておりました。今より約9年前からこの指標は急激に悪化していくわけですが、それらの改善と財政規模の

見直し、これをすべく日本一より市民第一を公約とされた。私はそうやって阿古市政が誕生したと理解していました。しかしながら、阿古市政において経常収支比率は改善されず、むしろ悪化する年のほうが多かったように考えております。

住みよさランキングと併記されている財政健全度の弾力性は、先ほど吉村議員が示されたとおり、日本全国792ある市の中で769位です。その指標を指摘されながら、財政は健全と答弁されては、私は理解に苦しみます。財政規模についても、以前は規模が大きいことを問題視してきたはずなのですが、令和6年度の当初予算の規模は、大きな投資的事業がない中、葛城市制20年の中で過去2番目の大きさとなっています。にもかかわらず、所期の目的から外れた一般財源事業を見直すことすらできていない。その中であって、市長は財政の許す限りを繰り返し、更に新規事業に一般財源を投入し続けているのが本年度の当初予算です。財政がいつまで許すのかも提示できず、経常的支出を増大させられては、将来を生きる葛城市民はたまったものではありません。行政の連続性を重視しないような予算組みは、大変問題であると私は感じています。

今回、どのような協議がなされて決められたのか分からない予算、将来的な見通しや計画に基づかない思いつきの予算が複数見られるのは非常に残念です。修正案は出されたものの、これらは一部を修正するだけで改善できるものではございません。将来を生きる葛城市民に思いをはせた際、今回の当初予算は、市民の代表として、予算を監視する立場から容認できません。

以上の理由により、令和6年度一般会計予算に反対いたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井晶行議員。

横井議員 理事者の皆さん、私は市民第一主義を掲げ、当該予算案について、賛成の立場で弁論する次第でございます。

古今東西、ヘーゲルによると「正と反があって合になり立つ」であり、合理的に言うところのaベクトルとbベクトルの合成ベクトルとしてcベクトルが成り立つものです。それが自然の摂理でもあり、正論であるのです。しかしながら、当該要件のように否決になると、市民生活への影響大の内容になるのでございます。当該予算を可決しないと、4月からの予算内容が定まらず、葛城市民に大切な行政が混乱するのでございます。このことは、春からの市の予算、助成金、補助金等を当て込んでおられる各種団体、市民の方々もいっぱいおられるのです。

理事者の皆さん、私は公約のとおり市民第一を掲げます。私の政治上の信条をもって、以上の理由から、当該予算の賛成の弁論といたします。理事者の皆さん、古今東西、正しいことは正しいのです。私は正しいことに対し、清き1票を入れる次第でございます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算の議決について、私は賛成の立場で討論させていただきます。久しぶりに僕は予算特別委員会に入らないので、細かいことはもう予算特別

委員会の皆さん、優先してやっていただいたので、それでいいので、大きいこと、感じたことを言わせていただきます。

まずは、やっぱりこの予算というものの考え方として、私はまちが前進しているかどうか、未来へ進んでいるかどうかというのに重きを置いております。例えば、第2子の保育所の無料化や子どもたちの医療保険、待機児童の問題とかいろいろなことを、未来のための子育て支援、そして子どもたちのためにしっかりやられていると感じております。

しかしながら、財政面でいいますと、やっぱりブローケン・アンド・ビルドが基本やと思います。大きいことをやろうとしたら、やっぱり何か大きい事業がなくなっている。これは細かいブローケンはやっていただいているとは思いますが、大きいところが見えなかったのが、財政面で大丈夫なのかなという面もありますけれども、やっぱりこの少子高齢化の中、子どもたちのためにいろいろやっていただく、先進的な考えというのは、私はぜひ賛成したいと思っております。

しかしながら、ちょっと物足りるところと申しますか、予算の中にはなかったんですけども、やっぱりスポーツに対する予算というのが少し物足りなかったかなと思います。国体もありますし、ワールドマスターズもあります。葛城市の子どもたちをスーパースターのスポーツ選手に育てるべく、スポーツのためにももうちょっと予算をつけていただいたら、もっと気持ちよく賛成できたのかなという気持ちでいっぱいでございます。しかしながら、予算というのは最小の予算で最大の効果、アイデアも踏まえて、理事者の皆さん一丸となりまして、この予算で最大の効果を組んでいただくようお願いしたいと思っております。

最後にですけども、補正で上がってきました減額の1,500万円、社会福祉協議会に関しましては、昨年の9月、我々議会が全会一致で付託をつけて、しっかりとやっていただきたいというのを半年やっております。どんどん、どんどん、これも前進していついてまして、社会福祉協議会のほうに人員も送っていただき、そしてこの1,500万円というのは、西川議員も先ほどおっしゃったけど、僕は覚悟の1,500万円やと感じております。この1,500万円がなくても、基金を取り崩すことなくしっかりとやる、そういった覚悟やと私は捉えております。人員派遣もされて、市長の下で派遣していただいているので、会長も市長のままのほうは今がやりやすいのかなと思いますけれども、これからやっぱり議会も皆さん心配している、これは悪い意味で心配しているわけじゃなくて、もしこれが次、いい結果が生まれたら、さすがだなと思えるような場をぜひつくっていただきたい。定期的に、議員の皆さんが安心できるように、計画書も出て、今からぜひやっていこうという中で、足止めする気はございませんので、しっかりとやっていただいて、今後、議会にしっかりと発表していただいて、我々も安心して補助金なりを出せるような環境にさせていただけたらなという思いでいっぱいでございます。

長々と言いましたけど、大きいことばかり言いましたけども、私はこの令和6年度葛城市一般会計予算の議決については、賛成の立場で討論いたします。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 私は、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

令和6年度葛城市一般会計予算において最大の新規事業は、18歳までの子ども医療費の完全無償化、窓口負担をゼロにする、現物給付方式にして、お財布がなくても18歳まではお子さんは医療機関にかかることができる。こうした18歳までの子どもの医療費の完全無償化、そして、保育料を第2子以降完全に無償化する事業であります。現在、ゼロ歳から2歳までのお子さんの保育料、これにつきまして、第2子以降は所得に関係なく、第2子の換算が、第1子の年齢制限を取っ払って無償にするわけですから、第2子以降は、完全に葛城市においては保育料は無償化になります。こうした2つの完全無償化について、奈良県内で一つとしてこれを完全に実施している市はございません。ましてや2つも実施している、そうした市町村は全国においても極めてまれだと考えます。すなわち、極めて先進的な子育て支援事業であると評価いたします。

日本共産党は、子育て3つのゼロをスローガンにして、子どもの医療費の無償化、保育料の無償化、学校給食の無償化を訴え、全国津々浦々、市町村で署名活動も行い、その実現に向けて取り組んでおるところであります。その3つのゼロのうち2つを完全に実施する予算でありますから、まさに満額回答、大いに歓迎したいと思うところであります。しかしながら、ではなぜこの事業を含む令和6年度一般会計予算に反対するのか。以下、理由を述べます。現在の葛城市の財政における問題であります。

先ほど来から反対討論者の中に出ております経常収支比率、つまり財政の弾力性をはかる指標において、葛城市は90%を超えております。一時は98%を超える年もありました。阿古市長は、葛城市が全国住みやすさランキングで高い評価を受けていることを度々語ってこられました。そのランキングを発表している東洋経済新報社の同じデータブックには、財政健全度ランキングも公表されております。先ほど来、梨本議員がこのことを指摘されました。私も一般質問をお聞きして、なるほどそうだと思います。

このランキングにおきましては、全国792の市において、葛城市の住みやすさランキングは34位です、大変高い。ところが、財政健全度ランキングは582位、財政健全度指標の中でも財政の弾力性、つまり財政のゆとりに関する指標におきましては何と769位、下から数えて23番目であります。この財政弾力性の指標は、4つの指標から構成されています。経常収支比率、公債費負担比率、義務的経費比率、自主財源比率の4つであります。この4つの指標において、葛城市は全国792の市のうち769位、下から数えて23番目なんです。つまり経常的な、例えば扶助費、こうしたことに対する義務的経費率が高くなると、もっとランキングが下がっていく。つまり、財政のゆとりを失うような状況に現在の葛城市はあるわけがあります。

子育て世帯支援の新規事業、これに計上されている予算額は幾らになっているか。18歳までの子ども医療費の完全無償化のために、1,200万円が計上されております。これは令和6年8月からの実施でありますから、本予算では半年分の予算計上となっておりますが、令和

7年度以降はその倍の歳出予算となります。また、第2子以降の保育完全無償化の事業では、新たに7,400万円の財政負担が発生いたします。すなわち、令和7年度以降も継続するとすれば、本年度の換算によって、必要とされる予算は約9,800万円になります。そうした新規事業を葛城市は今、続けようとしているのであります。これは、先ほど述べました扶助費として葛城市の義務的経費の比率を更に上げ、先ほどあった財政健全度を更に押し下げることになるでしょう。

この事業規模がどの程度なものか、これは葛城市独自の施策である敬老年金事業と比べればよく分かります。葛城市の敬老年金事業、大変喜ばれておりますけれども、この事業予算は、令和6年度一般会計予算では8,922万円であります。つまり、通年でいくと子育て世帯への支援策、こちらのほうが大きな事業になるんです。突然、新規事業として、敬老年金事業を上回る一般財源からの支出を今後ともやっていくことになるんです。この増え続ける敬老年金におきましては、毎年、監査委員からご意見をいただいております。議会におきましても、この敬老年金の在り方、議論の必要性、こうしたことが議員の中でも問題意識として上がってきているところであります。ところが、片やそれを上回る新規事業で子育て世帯に財政支出をする。今後の議論はどうなるのでしょうか。

さらに、問題は財源であります。予算特別委員会の質疑において、特別交付税を措置してもらおうと国に働きかける、こうした説明がありました。先ほどの委員長報告にもありましたように、理事者側からの回答として、この特別交付税は臨時一般財源であり、かつ交付されるとしても12月、3月であって、この予算を組む今の段階で、確実にこの交付税が措置されるとは保障されていないわけであります。ましてや、この特別交付税におきましては、今年度、能登半島地震におきまして災害復興が行われている中で、特別交付税はここへ重点的に配分されていく、そうした見込みになっているわけですから、本当に当ての無い財源によって、これだけ大きな新規事業を行おうとしている。私は、これでは事業の継続性において、大きな問題を抱えていると考えております。

日本共産党は子どもの医療費の完全無償化、保育の無償化に賛成しております。全国の地方自治体で求めていることでもあります。しかし、財政の状況を見無視して実施することを求めているわけではありません。財政の健全性、ほかの事業とのバランス、さらには市民の間に不公平を生まないことも大事であるからであります。なぜ計画的に、段階的に無償化を進めていくことをされないのでしょうか。

子ども医療費の完全無償化については、奈良県内でも様々な市町村が努力されております。未就学児まで無償化する、あるいは小学生まで無償化する。段階的にほかの市町村では導入をされてきております。保育料については、第2子以降を無償化にすることについても多くの県内の市町村が取り組んでおりますが、所得制限を段階的に引き上げていくとか、対象となる第2子についての第1子の換算を小学生までにする、中学生までにする制限を設けながら、ほかの財政とのバランスを取りながら、段階的に実施しているわけであります。ところが、阿古市長は、私からすれば、もうゴールに今年1年で一直線、全開で一気に達成するという予算を編成されているわけであります。阿古市長は、思い切った財政出動を、アクセル

を吹かすと表現されたことがございますけれども、私にとって、この令和6年度一般会計予算は、阿古市長が、まさに市長選挙に向かってアクセルを思い切り吹かして、突っ走ろうとしている予算に見えます。

葛城市が誕生して20年になります。3人の市長が市政を担いました。吉川市政1期4年、山下市政2期8年、そして阿古市政、現在2期目の8年目であります。私は一般会計予算の歳入歳出総額及び一般会計決算総額について、過去の予算特別委員会、決算特別委員会の会議録をひもといて、それぞれの年の財政規模をグラフにしました。このグラフを見ますと、吉川市政の時代、4年目の選挙のある年、財政規模は膨らんでおりません。4年間ほぼ同じ財政規模。若干伸びてはおりますけれども、ほとんど変わらない安定的な財政規模で行政を行っておられます。ところが、山下市政の2期8年、そして阿古市政の2期8年目におきまして、グラフを見れば一目瞭然。市長選挙の前後、あるいは市長選挙の年に大きく財政を膨らませる。翌年以降、財政を絞るけど、絞りきれない。また次の選挙で財政が膨らむ。こうした繰り返しの中で経常収支比率がどんどん悪化し、財政力指数がどんどん下がっていく、そういう実態になっているわけであります。

市民も、市長選挙の年に市長から譲歩を引き出そうとすれば、あるいは議員が引き出そうとすればどうなるでしょうか。それは、市民は喜ぶます。議員も喜ぶます。しかし、そうした政治的基盤が強化されるような財政出動をするならば、その結果、財政はますます悪化していく。そうした予算編成にしてはならない。財政の健全性を考えて、財政規律を守っていく行政でなければ、未来の世代が、私たちに続く新たな世代が、いざその時代に合った財政運営を、あるいは新しい事業をしようとするときに、既に財政的ゆとりのない、そんな財政を我々の世代がつくるわけにはまいりません。つまり、未来世代のために財政を、私たちの世代でこれを自分たちのために使い切る、こういうことはやってはならんと私は考えます。

阿古市長は、人口が増加し、税収が増える好循環が起きているとおっしゃいます。確かに税収は伸びております。基準財政収入額も少しずつ伸びております。しかし、それ以上に財政支出が増加しております。基準財政需要額が大きく増えている。そのために、葛城市の財政力指数は毎年悪化しております。吉川市政時代には0.69であった財政力指数は、令和3年度決算において0.51まで下がり、続けて毎年下がっております。必要な支出を自主財源で賄う比率が減り、依存財源である地方交付税頼みの財政となっております。

1990年代までは基準財政収入額も、基準財政需要額も、どの自治体も順調に伸びておりました。ところが、現在の日本経済、30年にわたる停滞の中で、人口減少と高齢化といった時代を迎えております。そうした時代にあって、今後ますます基準財政需要額は増えていくでしょう。1990年代だったら、私はこうした阿古市長の事業、大賛成であります。ところが今、私たちが組もうとしているのは2024年、こうした時代背景の中で、大きな新規の事業を一気にやってしまうということは、私は未来の財政的なゆとりを我々が奪ってしまうことになると思います。よって、財政の健全性を損なう令和6年度葛城市一般会計の予算の議決には反対であります。

本予算に反対するもう一つの理由として、行財政改革への取組について、私は予算特別委

員会で指摘してまいりました。葛城市は合併して20年です。旧新庄町と旧當麻町が合併いたしました。その合併がどうだったのか、行政の課題を明らかにし、新たな20年に向けて発展の礎を築くために、在り方を見直す機会ではないでしょうか。旧町から引き継いできた事業において、例えば土地の借上料、補助金の在り方、公共施設の受入れに伴う報償金の支出について指摘してまいりました。旧新庄町、旧當麻町ともに、それぞれ事業についてどうだったのか整理し、見直すべき時期になっているのではないのでしょうか。

住民の求めるところは大変多様化しております。要求も高度になってきております。更に財政需要が高まっていく、これは必至であります。新たな財源を確保すること、当然でありますけれども、行財政の見直しを進めることも不断に行わなければ、新たな財政需要に応えることはできないと考えます。しかしながら、令和6年度一般会計予算及びその予算審査において私が感じたことは、こうした行財政改革に対する姿勢は全く不十分であると言わざるを得ません。

以上2点、大きく述べました。その点で、私は令和6年度一般会計予算については、未来の発展に向かって財政基盤を損なうものになっている、こうした理由をもって、賛成することはできません。

以上をもって反対討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を電子表決システムで採決します。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

奥本議員 議長、動議。

川村議長 8番、奥本議員。

奥本議員 ただいまの議決を受けまして、令和6年度一般会計予算に対する動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

川村議長 ただいま奥本議員から動議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者が今現在ありますので、成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻については追って連絡をさせていただきます。

休 憩 午後8時50分

再 開 午後9時15分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、奥本議員から令和6年度葛城市一般会計予算に対する動議が提出され、所定の賛同をもって成立したことを受け、休憩中に議会運営委員会を開催願ひ、決議案の審議方法について協議いただいておりますので、その会議概要について議会運営委員長よりご報告願ひます。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 それでは、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、提出された動議の審議方法について協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

本議案につきましては、この後、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とし、提出者からの内容説明の後、質疑を行い、討論、採決まで行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

川村議長 お諮りいたします。

本決議案の審議方法については、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、審議方法については、議会運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

追加日程第1、発議第2号、令和6年度葛城市一般会計予算に対する動議についてを議題といたします。

本件について、提出者の内容説明を求めます。

奥本議員。

奥本議員 発議第2号について、提案理由の説明をさせていただきます。先ほど動議という形で、動議という言葉が議会のルールにのっとった言い方なので、非常に何かきつように取られてしまいますけど、そういうのではなくて、これは提案という形で受け取ってもらえますと助かります。内容について申し上げます。

議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算に対する附帯決議の案を申し上げます。今回、一般会計予算、令和6年度の予算案が先ほど可決されました。ただ、それに対して反対意見もいろいろございまして、その中の1つとして社会福祉協議会、これは葛城市のゆうあいステーションを指定管理していただいている組織なんですけども、その内容についての話になります。

まず、遡りますと、昨年9月の定例議会におきまして、それ以前から会計監査のほうからも指摘がございましたが、指定管理事業者である葛城市社会福祉協議会、この財務状況に非常に心配、不安が残るところで、5年間の指定管理委託をどうするかという話がございました。所管の厚生文教常任委員会において様々な検討がなされたわけなんですけども、その中から、やはり現状の、特に財務状況の不安が残っていて、この5年間、任せて本当に大丈夫かということが争点になりました。それを踏まえまして、最終的に、厚生文教常任委員会からの提案で、全会一致でこのままじゃ駄目だということで、昨年、葛城市福祉総

合ステーションゆうあいステーションを指定管理する社会福祉法人葛城市社会福祉協議会についての附帯決議がなされたわけです。内容としては、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会の経営状況について、その管理者である市長、会長である市長は、状況を把握した上で、この経営改善計画及び組織改革案を令和6年3月の令和6年度一般会計予算についての審議までに議会に示す、要するに今回の予算特別委員会までに示していただきたいという附帯決議がなされております。それに基づきまして、社会福祉協議会から葛城市社会福祉協議会事業改善計画が示されました。

その事業改善計画なんですけれども、当初の予算審議の中では説明いただけたんですけども、今回、予算の修正というところで、更に内容を突っ込んだところの審議をしていただきました。そこで、最終的に修正の予算案として、社会福祉協議会への補助金、4,000万円のところを1,500万円に減額されたわけでございます。これについては、複数の意見がございましたが、社会福祉協議会を改善していく、改革していくという、経営改善に基づく強い意思表示をされたという判断ができると思います。

ただ、それで納得ができないのは、やっぱり議会です。議会のそもそもの目的というのは行政のチェック、これが第一義にあるわけなんです。そのチェックするところは、やはり予算なんですよね。予算というものは歳出と歳入、これを計画によって統制するとともに、今後、長きにわたって住民サービスを提供し続けるというところを、要するに行政が持続可能な自治体であるというところを我々はチェックしていかないといけない。それを考えたときに、今回、事業改善計画を出したところで止まっていいのか。私はいけないと思います。やはりその後、この提出された事業改善計画案がちゃんと履行されていくか、それによって社会福祉協議会が指定管理事業者として安心して任せられる団体になっていくかというところを見届ける必要は、この議会に義務としてあると思います。

そういった意味で、今回、附帯決議として提出するわけなんですけれども、ただ、これは議会だけの理屈ではなくて、現場の福祉協議会の方々和市役所の担当課、会長である市長も入られた上で、この事業改善計画案、かなり苦勞して制定されております。それを、これだけ頑張っているんだというところを報告する場というのも、やはり議会のほうでも、議会も聞きたいし、そういう報告の場を設けるということは理事者にとっても、これはやぶさかではないことだと思います。そういった意味で、今回、附帯決議案を提出させていただきます。読み上げますので、お聞きください。

議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算に対する附帯決議案。

令和5年9月25日付の附帯決議に基づき、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会より提出された葛城市社会福祉協議会事業改善計画において経営改善計画が示されたことは、一定の評価ができるが、その執行状況については、継続してチェックする必要がある。よって、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会会長である市長に対し、以下の内容についての定期的な報告を求める。

記。1、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告。

以上、決議するという内容でございます。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします

す。

川村議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。
10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算に対する附帯決議について、私は反対する立場から討論いたします。

この附帯決議については、先ほど提案者から説明がありました。令和5年9月25日付の附帯決議に基づいて、この間、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会の事業の改善計画というものが作成をされました。これについては大変、担当部課におかれましてはご努力もされ、社会福祉協議会の中でも十分検討の上、議会に対してこの改善計画が出され、議会全員協議会において報告されたところでもあります。そして、本定例会の予算特別委員会におきましても、社会福祉協議会の補助金、あるいは社会福祉協議会が指定管理者として指定されている福祉総合ステーションの指定管理料の在り方等の中で、この事業改善についての審査が行われました。審査についての様々な意見、あるいは質疑がございました。その中で、市長もこうした事業改善計画に基づいて改善を進める旨、そして、そのことについても議会にきちんと報告するなど、真摯な態度を示されたと思います。したがって、私は本議会で附帯決議をつけなくても、通常の厚生文教常任委員会、所管の常任委員会の調査案件としてこの状況報告について行えば済むことだと考えます。

あえて附帯決議をつけることになれば、再び議員全員協議会など、議員全体に対してこうした報告等を求めることになっていくこととなりますので、私はさきの附帯決議に基づいて、真摯に事業改善計画が出されたわけでありますから、今後は通常の調査案件として、常任委員会できちんと調査を進めていくべきだと考えております。

以上の理由から、附帯決議に反対いたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。
3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算に対する附帯決議に賛成の立場で討論いたします。

コロナの影響で赤字に転落した社会福祉協議会の経営を黒字に戻すのは大変なことだと考えております。やはり定期的な報告をいただいて、改善状況を見ることによって、社会福祉協議会が継続的に経営改善に努力される後押しにもなるのではないかと考えております。そして、社会福祉協議会が福祉総合ステーションの指定管理事業者であることを踏まえ、我々議員全員がその経営状態を把握し、注視していくことは当然のことと考えます。

以上の理由により、令和6年度葛城市一般会計予算に対する附帯決議に賛成いたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算に対する附帯決議に反対の立場で討論させていただきます。

専門性の観点ということで、市長が社会福祉協議会の業務改善計画に対する状況報告、収支報告を行うというのは、専門性を欠く可能性があります。市長は、多くの場合、広範な知識と経験を持つ一方で、特定の分野に深い知識を持つとは限りません。したがって、状況報告、収支報告というこの件につきましても、厚生文教常任委員会での調査案件でも所期の目的は達成できると、このように思います。

したがって、附帯決議案には反対をさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 私は、発議第2号、令和6年度葛城市一般会計予算に対する動議について、賛成の立場で討論させていただきます。

昨年9月に附帯決議をつけさせてもらいました。このときは全員可決でやらせていただいております。今、予算特別委員会で話されて、この前、補正で下げて出されているわけなんですけども、この下げているのも大丈夫なのかと思いませんか、皆さん。これ、今までこれでいけると言ったお金を下げてしっかりやっていく、ほんまにできるのかというのは、全員可決したんだから、全員で見ていくのが当然。これ、だって厚生文教常任委員会とおっしゃいますけども、委員外の方々もおられます。その方々の可決もありつつ、昨年の附帯決議がつけられたはずなので。

奥本議員に作っていただいたここに、記に書いてありますけども、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告を求めております。だから、これをしっかりと全員、皆さんで監視して、悪い意味で捉えてもらうんじゃないかと、今、市長も人員も派遣していただき、改善計画も出た状態で、今からしっかり改善していくという意気込み、その意気込みが1,500万円という数字であると僕は考えておりますので、それを結果、いい方向に願って、報告を待つ次第でございます。

以上により、私からの賛成討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第2号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはありませんね。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議第29号から日程第9、議第36号までの8議案を一括議題といたします。

本8議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 ただいま上程されております議第29号から議第36号までの8議案について、予算特別委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第29号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、被保険者1人当たりの保険税が平均で幾らであり、昨年と比べてどれだけ引き上げられるのかという問いがあり、1人当たりの保険税は平均12万1,509円であり、令和5年度に比べて9.07%の引上げとなるという答弁がありました。

また、財政調整基金繰入金について、令和5年度は1,000万円であったが、令和6年度は4倍の4,000万円となっているが、その理由はという問いがあり、被保険者数の減少に伴い、税収も減ってきているため、財源を補うために基金の取崩しを増額している。今後は基金の取崩額を少なくするために、現年及び滞納繰越分の収納率を上げていく必要があると感じているという答弁がありました。

これらの答弁を受け、国民健康保険特別会計は大変な状況であり、保険料は年々高くなり、被保険者数も減っていき、財政調整基金からの取崩額も増額となる。この国民健康保険特別会計の問題は全国でも同様に起きているため、県に対してしっかり意見していただきたいという要望がございました。

反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第30号、令和6年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、介護予防普及啓発事業のアクティブシニアフィットネス事業委託料の内容は。また、債務負担行為でも計上されているが、金額に差があるのはなぜかという問いがあり、アクティブシニアフィットネスは、いきいきセンターの2階を活用し、高齢者の介護予防、認知症予防につながるよう新しく始める事業で、内容としては、市内在住の60歳以上の方を対象として、マシンエクササイズなどを行う運営に関しては専門業者への委託を考えており、

プロポーザル方式で業者を選定する予定である。指導員によって様々な種類の介護予防につながる運動教室を、1日3教室で週5回での開催を予定しており、令和6年度は7月頃から開始したいと考えている。1タームを3か月とし、令和6年度に関しては2タームを、令和7年度と令和8年度は3タームを予定しているため、債務負担行為の部分と令和6年度予算の部分で金額に差が出ているという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、新しくアクティブシニアフィットネス事業を行うとのことだが、財源についてはという問いがあり、事業費の大部分は、国や県からの交付金が財源となる。市の負担としては19.25%となるので、大変有利な状態で実施できると考えているという答弁がありました。

また、介護サービス等諸費などの給付費が令和5年度よりも大きく減額となっている。その理由はという問いがあり、保険給付費については、令和5年度に策定した第9期介護保険事業計画の計画値に基づいて予算計上をしている。第8期では基金を取り崩す予算を組んでいたが、逆に基金が積み上がるという状況があり、計画の策定段階で、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ計算した結果、この数値となり、提案をしているという答弁がありました。

討論なく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第31号、令和6年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、学校給食センター調理・配送業務委託の債務負担行為について、令和7年度から5年間の業務委託ということだが、どのような委託形態とするのかという問いがあり、調理・配送業務の委託について、学校給食費の学校給食センター運営事業予算に、学校給食業務委託審査委員として2名分の報償費を計上しているが、本審査委員については、市役所職員のほかに外部委員2名を委嘱し、調理と配送を分けて委託すべきか、また一体的に委託すべきなのかということも含め、仕様の関係を審査していただくことを考えている。その審査を踏まえプロポーザルを実施し、委託業者を選定するという答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号、令和6年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、霊苑管理費が、令和5年度878万2,000円に対し、令和6年度は353万7,000円と大きく減額している。その理由はという問いに対し、霊苑管理料については、3年に1回の支払いをしていただいております。令和5年度は霊苑募集の初年度の方が含まれる年に当たり、人数が多いため、増額となっている。令和6年度は霊苑募集初年度の方は入らないことから、減額となったという答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号、令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、令和6年度における特別徴収と普通徴収の対象者数の見込みはどうかという問いに対し、特別徴収の対象者は4,882人で、普通徴収の対象者は1,098人であるという答弁がありました。

また、滞納者数と件数、滞納金額についてどうなっているのかという問いに対し、現時点では滞納者数は51名で、件数は239件である。滞納金額は308万3,000円であるという答弁がありました。

反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第35号、令和6年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

本予算審議については、令和6年3月21日に審査しました。

その質疑では、資本的支出に計上されている土地購入費3,088万円について、どのような目的で購入するのか。具体的な場所は決まっているのか。また、選定の理由はという問いがあり、購入予定土地は竹内地内で、地目は田で9筆あり、合計の面積は6,028平米である。購入目的として、近々の活用としては、資材置場として利用をする。近い将来として、竹内浄水場改良工事の際に、仮設事務所や倉庫、駐車場として利用する。将来的には、土地が熊谷川上流に接していることから、大雨の際に発生する濁流に対応するための調整池を整備する。そのような活用目的から、竹内浄水場に隣接している土地ではなく、土地よりも上流にあることが必要となる。具体的な場所は、竹内浄水場の西側で、南阪奈道路高架の西側であるという答弁がありました。

幾度かの質疑が繰り返された後、委員から、県域水道一体化に参加せず、葛城市は水道事業については単独経営を選択した。そのため、現在、水道ビジョンを策定中であるにもかかわらず、この段階で竹内浄水場の改良工事を見越して、なぜ購入するのか全く理解ができないという意見があり、その意見を払拭する答弁がないことから、理事者側から、本予算案について再考するという発言があったので、全会一致で継続審査とするものと決定をいたしました。

その後、令和6年3月26日に、市長から予算原案の修正が提出されたので、同月27日に本委員会を再開し、修正の内容について、理事者より説明がありました。

その説明を受け、委員から、修正した予算には土地購入の予算が削除されているが、修正した理由は。また、今年度は購入しないのかという問いに対して、先日の予算特別委員会において継続審査となった理由は、この土地の購入である。委員皆様の意見を受けて、予算から削除したという答弁がありました。

この答弁を受け、水道ビジョンが策定された将来は購入する意思はあるのかという問いに対し、市長から、購入を予定した土地は必要な土地だと判断しているが、葛城市の水道水に関する調査特別委員会において、土地購入に関する議論が不足していると感じているので、委員の皆様理解をしていただければ購入する予定であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第36号、令和6年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、資本的支出の建設改良費、下水道建設費の工事請負費に3,254万8,000円が計上されているが、新たな管渠の整備を予定しているのかという問いがあり、令和6年度予算では、新たな管渠の整備予定はない。現在予定している工事は、既存マンホール蓋の更新工事を予定している。予定箇所は、南花内地内で18か所、兵家地内で37か所で、工事費が1,654万7,300円である。残りの工事費については、取付管及び公共ますの設置工事で、枠取り予算として30か所で1,600万円を予定しているという答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑され、意見、要望が出されたことを申し添え、当委員会の報告といたします。

川村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第2、議第29号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第29号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

本予算は、先日、本会議で議決されました議第8号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてに基づいて、葛城市国民健康保険被保険者1人当たり9%を超える引上げを前提とした予算となっており、賛成することはできません。

そのときの討論で述べましたように、奈良県国民健康保険県単位化に当たりまして、毎年4.5%の引上げを7年間行うという当初の見込みが大きく壊れて、昨年は7%の引上げ、そして、この令和6年度におきましては最終年度になりますが、9%もの大幅な国保税の引上げとなります。国保税につきましては、年60万円、70万円、80万円という負担をされている世帯もたくさんあります。その1割近い引上げになるわけですから、大きな家計負担になることは明らかであります。私は、急激な保険税の値上げを避けるために緩和措置をこの間やってくるわけでありますから、県の見込み違いによる9%の引上げ、こうしたことにおきましては、県の責任で4.5%を2年、もう1年引き延ばして経過措置を継続すべきではなかったかと考えます。

被保険者に寄り添う、そうした国民健康保険会計になることを望みまして、反対討論いたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は、議第29号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場

で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える最後のとりでとして、住民の健康維持のために重要な役割を担っています。しかしながら、近年は被保険者数の減少や高齢化、医療費の上昇など、国民健康保険を取り巻く状況は厳しいものがあります。

そうした中で、平成30年度から、国保の財政運営が市町村単位から県単位へと移行し、被保険者の公平性を実現するため、同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険税水準は同じとなる県内保険税水準の統一が令和6年度に完成いたします。今後、保険税率については、県より提示される保険税率にて決定されるわけですが、県とも連携し、被保険者の保険税が過度な負担にならないように努力をお願いしたいと思います。また、各種保健事業を引き続き推進し、関係部署とも連携を取りながら、被保険者の病気の早期発見や重症化予防を通じて、医療費の適正化につなげていっていただくことを期待しております。

葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、今後とも奈良県とも十分に協議し、連携し、より一層の経営努力を重ねられることを要望して、賛成討論とします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第29号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第30号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第31号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第34号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

令和6年は、2年に1度行われる後期高齢者医療保険料の改定の年であります。奈良県後期高齢者医療広域連合において、令和6年1月に保険料改定案が示されました。現行の保険料と比べて、均等割額が5万500円から5万1,500円、1,000円の引上げ、所得割率は9.93%から10.55%と0.62ポイントの引上げとなり、1人当たり保険料は、年間8万5,150円から9万2,992円と7,842円、率にして9.2%の引上げとなります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての国民が加入しなければなりません。それまで子どもの扶養家族として社会保険に加入していた人も、あるいは国保に加入していた人も、そ

の他の社会保険に加入していた全ての人も、後期高齢者医療制度の被保険者となります。上がらない年金の中で、後期高齢者医療保険料を引き上げることに反対いたします。

また、国は、子どもの出産育児一時金拡充の財源の一部として、国民健康保険料から国民に負担を求めており、この後期高齢者医療保険におきましても、高齢者1人当たり約640円の負担を求められることとなります。全ての方が高齢者になっていきます。今の若い世代が高齢者になっても安心して医療を受けられるようにする、そうした責任が私たちにあると考えます。

日本共産党は、5年間で43兆円もの防衛予算の増額、ミサイルを爆買いするのではなく、こうした予算を社会保障費の拡充に回すことを求めまして、国政でも頑張っているところであります。高齢者が安心して暮らせる社会にするためにも、こうした大幅な後期高齢者医療保険料を引き上げることには反対いたします。

以上をもって反対討論とします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 私は、議第34号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成20年に施行された高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、将来にわたり持続可能な保険制度とするため、新たな医療制度として創設されました。奈良県内市町村で構成する奈良県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、奈良県全域の医療水準に対応した保険料を定め、給付を行っています。

令和6年度予算は、歳入歳出総額6億7,740万円となっており、前年度比5,880万円ほどの増額となっております。これは、被保険者の増加により広域連合納付金の支出が増えたものであります。急速な高齢化による医療費の増大に対し、財政運営も厳しくなると想定される中、地域で安心して医療を受けることができ、持続可能な保険制度とするために十分勘案し、編成された予算であると考えます。

今後とも後期高齢者医療広域連合との緊密な連携の下、関係部署との連携を図り、保健事業や医療費適性化を進め、より一層安定した制度運営をお願いして、賛成討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第34号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第36号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、発議第1号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 ただいま上程を賜りました発議第1号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書について、提案理由を説明いたします。

再審は無実の人が救済される最後のとりです。罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら後を断ちません。2023年3月には、袴田事件で再審開始が確定しました。そして、これまでも2010年の足利事件に始まり、布川事件、東京電力女性社員殺人事件から、2016年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪が続き、2019年に松橋事件、2020年には湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪が確定しました。これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、検察が捜査で集められた証拠を隠蔽し、開示しないことが大きな壁となっていました。

通常審では、公判前整理手続を通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否か

は裁判官の個別判断や検察官の裁量に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。また、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることも大きな壁となっています。再審公判の際に、検察には確定判決が妥当と主張する機会があることから、再審開始決定に不服申立て権を認める必要はなく、禁止すべきです。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴禁止が無実の人の救済のための喫緊の課題であり、加えて、再審格差を生まないためにも、再審における公正な手続の整備の必要性が強く求められています。したがって、国におかかれては、無実の人を誤った裁判から迅速に救済するため、次の事項について実現されるよう強く要望します。

- 1、再審における警察、検察手持ちの証拠の全面開示。
- 2、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。
- 3、再審手続の整備。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

川村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第37号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第37号、葛城市税条例の一部を改正することにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、法令改正に伴い、葛城市税条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、市民税に関する部分で、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例措置が講じられたことにより、所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第37号議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第12、議第38号、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第10号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第38号、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第10号）の議決につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はなく、年度内完了を目指しておりました新庄中学校運動場北側擁壁改修工事について、やむなく繰越しせざるを得なくなり、中学校管理事業において、繰越明許費の設定金額を変更するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第38号議案については、本定例会で設置されております予算特別委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡をいたします。

休 憩 午後10時10分

再 開 午後11時40分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、お手元に配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第37号及び議第38号を日程に追加し、直ちに審議を行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程に記載のとおり日程に追加し、直ちに議案審議を行うことに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第37号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案は、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております、議第37号議案であります葛城市税条例の一部を改正することについて、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務建設常任委員会の報告といたします。

川村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議第37号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第37号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、議第38号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第10号)の議決についてを議題といたします。

本案は、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 先ほど本会議において上程され、予算特別委員会に付託されました議第38号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第10号)につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、新庄中学校運動場北側擁壁改修事業に係る繰越明許費を計上する理由はという問いがあり、繰越しの理由としては、2月中旬以降の天候不良により工程に遅れが生じ、工期内の竣工が難しくなったことから、予算の繰越しが必要となった。本年2月は例年になく

雨の日が多く、本市における2月の雨天の日数は、過去5年間の同時期と比較して約2倍の日数になる14日間で、そのうちの9日間は2月15日以降であった。本工事では、ちょうどこの期間に擁壁本体築造後の擁壁内側への止水コンクリートの打設や埋め戻し作業を予定していたが、雨天が続き、これらの作業が滞ったことで予定どおりの施工ができず、工程に遅れが生じたとの答弁がありました。

また、工事管理者も含めて、工程管理は行っていたのかという問いがあり、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第9号）の繰越しの判断の際は、施工者、工事監理者、発注者で協議し、当初の予定どおりの工事完了ができるということを確認していたという答弁がありました。

この答弁を受け、他の部署では繰越しについても余裕を持って判断をし、補正予算に計上していたと思う。工事監理者とともに、議会のことも踏まえ、もっと早く判断するようすべきだと考えろという意見がございました。

また、ほかの委員から、再発防止についてはどのように考えているのかという問いがあり、今回の課題としては、工事ヤードを狭くしたりなどの学校運営に配慮したことがあると考えている。今後は、学校運営の配慮も踏まえ適切な工期を考え、設定をしていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも質疑がなされたことを申し添え、予算特別委員会の補正予算の審査報告といたします。

川村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議第38号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されまし

た。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には、6日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで円滑に議会運営が進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、この3月を最後に退職される職員におかれましては、長年にわたり、それぞれの職務に精励され、本当にご苦労さまでございました。葛城市政発展にご尽力をいただきましたことを心から感謝を申し上げ、深く敬意を表します。

これもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受け止められ、令和6年度の葛城市政の執行に当たられ、本市の更なる発展のため、創意工夫を凝らし、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

最後に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月6日に開会されました令和6年第1回葛城市議会定例会が、22日間の全日程を終えさせていただき、本日もちまして閉会の運びとなりました。

議員の皆様方には、長期間にわたりまして、新年度予算案をはじめ、ご提案申し上げました各案件について、慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、議員一丸となって、葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいる覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 以上で令和6年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後11時51分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 川村 優子

議 会 副 議 長 杉本 訓規

署 名 議 員 梨本 洪珪

署 名 議 員 吉村 始